撮影支援依頼書

北杜市フィルムコミッション 御中

年 月 日

別紙の同意事項に承諾のうえ、以下の通り撮影支援を依頼します。

依頼者に関する事項					
依頼者	(〒住所	-)		
	名称			€	n)
				<u> </u>	
担当者氏名	ふりがな			担当者連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
担当者 E-mail					

(以下、当てはまる項目には□にチェックマークを入れてください)

撮影内容に関する事具	頁
作品名	
作品の種類	□映画 TV 番組(□ドラマ □バラエティ番組 □旅番組 □その他)□インターネット番組 □CM □プロモーションビデオ □出版物 □その他(具体的に:)
監督・演出 出演者その他 主要なスタッフ	
作品概要シーン概要	
製作会社名	配給元・放送局
公開·放映日程	予定 or 決定
添付資料	□企画書 □スケジュール □スタッフ表、出演者表 □絵コンテ、イメージボード等 □台本、脚本 □その他(具体的に:)

(送付先 E-mail: kankou@city.hokuto.yamanashi.jp)

撮影現場に関する事項					
主な口ケ希望地	□貸切・人払いを希望する				
ロケハン日程	年 月 日 ~ 年 月 日 のうち 日間 予 時間帯	定 or 決定			
□ケハン人員	名 □乗用車 台 □ロケバス 台 □その他(台)			
撮影日程	年月日~ 年月日 のうち 日間 予 時間帯	定 or 決定			
撮影人員	名(内訳:スタッフ 名 ・ キャスト 名 ・ その他	名)			
撮影車両	□ロケバス 台 □乗用車 台 □トラック 台 □ワンボックス □その他 台	台			
現場責任者	連絡先				
		-			
支援内容に関する事具	Į				
希望支援内容	サポート希望やご質問などお気軽にご記入ください				
今回、北杜市をロケ地候補として選ばれた理由を教えてください 以前に利用した/やまなし FC からの紹介/同じ業界の人からの紹介/ネットなどで検索して/その他					
(以下、当てはまるものを○で囲んでください)					
5588 3 57 3					

質問事項	
北杜市フィルムコミッションによる撮影等現場の様子を撮影することについて 条件;情報を伏せる、など	承諾する/ 承諾しない /条件付で承諾する
作品情報や製作風景、公式サイト等について、北杜市 HP や Twitter 等で北杜市の PR を目的として発信することについて 条件;情報を伏せる、など	承諾する / 承諾しない /条件付で承諾する
ロケ地権利者が、ここで撮影があったことを発信することについて 条件;情報を伏せる、など	承諾する /承諾しない /条件付で承諾する
今回の作品に北杜市フィルムコミッションまたは北杜市のクレジットを入れることについて	入れる /入れない
地元メディアによる取材を受けることについて	承諾する / 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等の北杜市フィルムコミッションへの提供について	提供する/提供しない

(送付先 E-mail: kankou@city.hokuto.yamanashi.jp)

同意事項

依頼者は、「北杜市フィルムコミッション」(以下「北杜市 FC」)に撮影支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解 し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、北杜市 FC の求めにより、北杜市 FC が撮影 支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものと します。かかる協力又は作業が行われない場合には、北 杜市 FC は、撮影支援を実行しないことがあります。

2. 報告義務

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他 撮影支援に必要な情報及び資料を、北杜市 FC の求め に応じて事前に北杜市 FC に提出するものとします。
- 依頼者は、北杜市 FC に提出した撮影内容、撮影スケ ジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに北 杜市 FC に報告するものとします。

3. 撮影支援の実行

• 具体的な撮影支援の実行にあたっては、依頼者と北杜 市 FC は必要な事項について誠実に協議、対応するもの とします。

4. 事故等の防止

- 依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生 したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をと るものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと北杜市 FC が判断したときは、依頼者は、北杜市 FC の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、 依頼者は、北杜市 FC に対して直ちに当該事故その他の トラブルを報告するものとします。

5. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害 保険に加入するものとします。
- 依頼者は、北杜市 FC が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)
 を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- 依頼者は、北杜市 FC の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を北杜市 FC に提出するものとします。

6. 現地における調整

- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵 守するものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与える ことがないように努めるものとします。
- 撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その 他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう 必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該 住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等へ の迷惑を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし ます。
- 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、警備及び交通整理を行うものとします。

7. 第三者との関係

- 依頼者は、北杜市 FC から撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者(以下「関係者等」)の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく北杜市 FC に報告するものとします。
- 依頼者は、北杜市 FC が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。

依頼者は、北杜市 FC が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

8. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所 又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するもの とします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、北杜市 FC に撮影等の終了を報告するものとします。

9. 損害賠償

- 依頼者は、参加者等及び関係者等を含むその他第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、北杜市 FC に累を及ぼさないものとします。
- 依頼者によって北杜市 FC に損害が生じた場合、依頼者は、北杜市 FC に対しかかる損害を賠償するものとします。

10. 免責

- 北杜市 FC は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担する ものとします。 北杜市 FC は、撮影等に関する費用につい て責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な撮影支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。北杜市 FC は、撮影支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 北杜市 FC は、撮影等の企画内容によっては、撮影支援の依頼を受けても、撮影支援を実行できないことがあります。北杜市 FC は、依頼を受けた撮影支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、北杜市 FC の撮影支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は北杜市 FC の要請に応じない場合には、北杜市 FC は、北杜市 FC が撮影支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 北杜市 FC は、北杜市 FC が依頼者に紹介した参加者
 等及び関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11. 広報

北杜市 FC は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で北杜市 FC の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 北杜市 FC は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。
 - a. 北杜市フィルムコミッションによる撮影等現場を撮影 することについて。
 - b. 北杜市 FC に撮影等の作品を提出すること。
 - c. 製作風景、作品情報や公式サイト等について、北 杜市 HPや Twitter 等で広報発信すること。
 - d. 作品に北杜市 FC のクレジットを入れること。
 - e. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
 - f. 作品ポスター、サインその他グッズ等を北杜市 FC に 提供すること。

以上